

第3章 ドイツ

1. 探偵業界の現状

(1) 探偵の定義

ドイツでは、探偵業に対するライセンス制度等の規制は実施されていない。また、探偵業はドイツの職業訓練体系に含まれていない。ただし、営業規則（Gewerbeordnung）第38条において監督されるべき業種の一つとして探偵業が取り上げられている。その条項で、探偵業、興信所業は「資産状況又は個人に関する事項についての情報の提供」と定義されている。探偵業の定義は営業規則で示されている限りである。

ドイツ営業規則（Gewerbeordnung）第38条における探偵の定義

| |
|---|
| 第38条 監督されるべき業種 （監督が必要な職業分野の一つとして） 2. 資産状況又は個人に関する事項についての情報提供（興信所、探偵業） |
| § 38 Überwachungsbedürftiges Gewerbe 2. Auskunftserteilung über Vermögensverhältnisse und persönliche Angelegenheiten (Auskunfteien, Detekteien) |

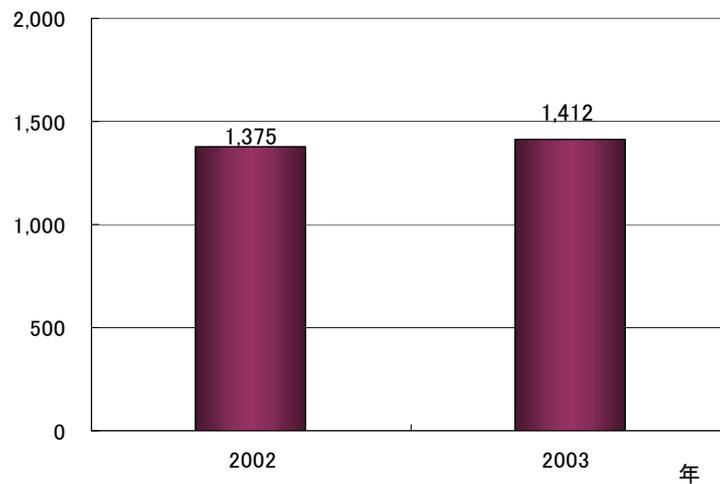
出所：Gewerbeordnung § 38 Überwachungsbedürftiges Gewerbeより抜粋

(2) 探偵事業者数

ドイツ連邦統計庁による統計（営業局に登録されている登録事業者数）によれば、2003年に1,400あまりの事業者が探偵業界で活動しているとされている。2002年に比べ、37事業者増加している（増加率2.7%）。インタビュー調査でも、近年探偵の数は増加しているということであった。

ただし、営業所を開いていない個人事業者は、営業登録は不要であり、探偵事業者の90%～95%は個人事業者であると言われている。

ドイツにおける探偵事業者数



出所：ドイツ連邦統計庁

(3)探偵数

探偵数を測る統計はない。業界団体の一つである BDD（連邦ドイツ探偵連合会）では、営業局に登録している探偵事業者数（1,412 事業者）をもとに、探偵数を 3,000 人～4,000 人と推測している。

ただし、新聞の記事によると 1997 年には探偵業界で 15,000 人近くが働いていたとしており、生業としてではなく副業として探偵をしている人も多いと考えられている。このような探偵が、顧客に求められるだけの品質を有していないことが多いことから、探偵業界のイメージを傷つけていると業界団体では考えている。

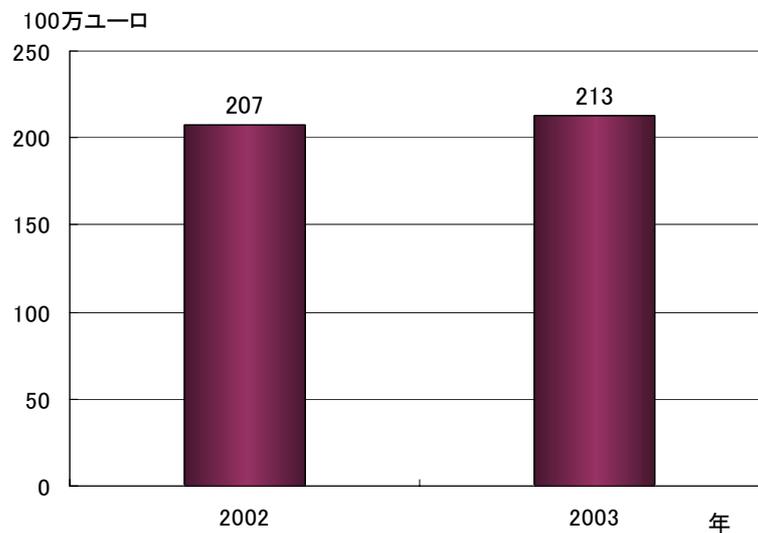
ドイツの探偵でも警察出身者（定年退職者、中途退職者半々）、軍隊出身者が多いが、会社員などが転職することもある。インタビューでは、若い探偵は少なく、平均年齢は 55 歳程度ではないかという声も聞かれた。

探偵における女性比率は 15%とみられており、顧客、案件によっては女性の探偵の方が適しているものがある。

(4)市場規模

ドイツ連邦統計庁による統計（探偵事業者数と同じ統計）によれば、2003 年の探偵業の総売上高は 212,607,000 ユーロとされている。売上高は 2002 年に比べて 2.5% 増加した。探偵事業者数の増加及び探偵の業務範囲の拡大によって、市場規模は大きくなっているものと考えられている。

ドイツ探偵業売上高の推移



出所：ドイツ連邦統計庁

(5)業界団体

ドイツには探偵に関わる業界団体が6～7程度あると言われているが、業界を代表する全国組織の団体としては、Bundesverband Deutscher Detektive(BDD)とBerufsverbandes Bayerischer Detektive (BBD)の2つの団体がある。ただし、各団体の会員数はそれぞれ200程度であり、登録している探偵事業者数が1,400社であることから考えると、業界団体に属している会社の割合は大きくない。

Bundesverband Deutscher Detektive (BDD)

1950年に設立されたBDD(連邦ドイツ探偵連合会)は、最も古く、ドイツ国内ではよく知られている業界団体である。約200人の会員を有しており、メンバーにはドイツ以外の26カ国の国際メンバーがいる(日本ではテイタン廣嶋氏が加盟)。会員数は近年横ばいである。

BDDの本部はボンにあり、会長、副会長、会計役からなる評議員会によって運営されている。ドイツでは5人以上で団体を組織することができ、所在地の区裁判所(ドイツの最下位裁判所)に団体登録をしなければならない。そこでBDDは所在地のボンに近いケルンの裁判所に登録をしている。

BDDの目的は、以下である。

- ・ 品質レベルの向上
- ・ 職業行為の高い基準
- ・ 探偵のイメージの向上

BDD 会員要件は、探偵もしくは探偵会社の探偵の主任として最低 2 年間業務していることである。また、その人の信頼性及びその人が探偵として適格であることを示す必要がある。具体的には、過去の業務実績や教育訓練受講歴（探偵に関する訓練所の修了証書）などから探偵としての能力を証明することが必要となる。（以前は、ZAD という探偵の民間教育訓練機関の修了証書を BDD の入会時の能力証明とすることができたが、ZAD が倒産したため、現在は無い。）

BDD会員要件（抜粋）

- ・ 24 歳以上であること
- ・ 法律上の能力に制約を受けていないこと（例：犯罪歴がない）
- ・ 個人的状況、経済的状況がきちんとしていること
- ・ 独立した探偵として 2 年間の実務経験があること
- ・ BDD の研修セミナーに参加すること
- ・ BDD の審査手順に定められたスキル審査をパスすること

資料：BDD

他国の探偵は、活動している国でその国の探偵協会に加盟していれば審査は不要となる。

また、BDD には、全ての会員が尊重しなければならない業務規定がある。

BDD業務規定（項目を抜粋）

- ・ 職業に由来する一般的な義務
（依頼者の利益の尊重、法知識の更新、秘密の保護 等）
- ・ 同業者及び連合会に対する態度
（協力、苦情手続き 等）
- ・ 当局及び裁判所に対する行動
- ・ 顧客（依頼者）との関係
（忠実・信頼・礼節の遵守、違法な依頼を受けないこと、技術的に実施不能な依頼については同業者に照会もしくは辞退すること、期日厳守、利益が相反する依頼を受けないこと 等）
- ・ 報告

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (信頼ある情報源の保護、正確な報告 等) ・ 価格、請求 <ul style="list-style-type: none"> (文書による契約、適正な価格 等) ・ 実務 <ul style="list-style-type: none"> (正しい広告表示、「認定」等の表現の禁止 等) ・ 職員との関係 <ul style="list-style-type: none"> (慎重な人選、研修の責任 等) |
|--|

資料：BDD

BDD の設立目的を達成するためにメンバーは、BDD のセミナーへの出席が求められる。このセミナーや2ヶ月ごとに発刊される機関誌を通じて、スキルアップの機会、情報が会員に提供されている。

また、必要とする専門知識が広がっていることから、BDD としては探偵個人の教育訓練の必要性を感じている。そこで、現在、BDD では探偵教育訓練施設の設立を検討している。そのなかで、210 時間の教育訓練の導入など具体的なカリキュラムも検討されている。

ドイツでは探偵に関わるライセンス、公的な職業資格がないことから、BDD は設立以来、ライセンス制、公的職業資格の導入を提案している。職業資格については、他の職業と同様に商工会議所での能力訓練の実施等を要請している。こうしたロビー活動の対象は地域の商工会議所となる（BDD 本部のあるボンでは Nordrhein-Westfalen 州の商工会議所となる）。一つの州でライセンス制度が成立すれば他の州にも波及すると考えられており、BDD では制度が受け入れられる可能性が見込まれている同州の商工会議所に働きかけを行っている。

インターネットやこれまでの広報活動を通じて、BDD の存在が認知されるようになってきている。BDD を通して、探偵を探す顧客も増加しているとのことである。

Berufsverbandes Bayerischer Detektive (BBD)

バイエルン州アウクスブルクに拠点をもつ BBD(バイエルン探偵組合)は、1967 年に設立された。BDD には 212 の会員(ドイツ国内)がいる。また、51 カ国の探偵事業者が加盟している。会員の 1/5 は女性である。会員要件は、探偵業に従事していること、犯罪歴のないこと、評判が良いことである。

BBD の目的は、以下である。

- ・ ドイツの探偵及び警備業の職業的及び経済的利益の保護とサポート

- ・ 官庁等に向けた業界の代表としての意見を述べること
- ・ 研修、教育
- ・ 職業的な問題に関する取り組み
- ・ ドイツの探偵と海外の探偵との間の共同業務の育成

BBD では業界団体として、自主規制を行い、業界の健全な発展に努力している。例えば、後継者を養成する教育訓練所の設立、BBD 独自の資格制度の導入、監視委員会の設置、入会時の規約の厳格化などによって悪徳業者の排除に努めている。

BBD での研修の終了後、テストが行われ、修了証書が与えられる。修了証書の成績が「可」以上もしくは 3 年以上探偵として働いていれば、BBD の職業探偵試験を受ける資格を有する。そして、この試験に合格すると BBD の職業探偵証書が与えられる。このような資格（証書）を持つことは顧客へのアピールとなる。

こうした活動のほか、BBD は業界を代表して政府へのロビー活動なども行っている。

2 . 探偵の業務内容

(1)業務内容

探偵の業務内容としては、労働法関連、ビジネス関連、市民法関連、婚姻/家族関連などに分けられる。調査手法は調査の内容に応じて選択される。

大きな探偵会社ではこれらの分野全てをカバーしている。一方、小さな会社では特定の分野に特化している。ある探偵会社(Agentur Detective Hirsch)の例をとると、以下のような業務を行っている。

労働法関連の調査

- ・ 病欠の悪用
- ・ 雇用者が無認可の兼業
- ・ 競合他社での雇用
- ・ 不法労働
- ・ 経費やレジのごまかし
- ・ 見込みのある社員や個人のスクリーニングサービス
- ・ 採用時における犯罪歴や前の会社での評判のチェック
- ・ 盗難 /等

ビジネス関連の調査

- ・ 破産詐欺
- ・ 業務機密の公開
- ・ コンピュータでの操作/ごまかし
- ・ 著作権争い
- ・ 競合、特許での争い
- ・ 保険詐欺

市民法関連の調査

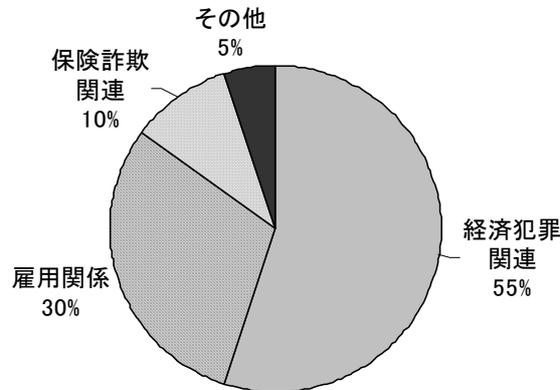
- ・ 債務者の金融事情の調査
- ・ ある人の評判についての調査
- ・ 盗難、中傷
- ・ 近所での争い
- ・ 証言者探し

また、筆跡の比較、声の解析、生物学的分析、毒物分析といった専門的な調査も行われている。

BDD (連邦ドイツ探偵連合会) が行っている会員へのアンケートによると、会員

の探偵が行っている活動分野は経済犯罪関連が多い。

探偵の活動分野（2004年）



資料：BDD

ドイツでは、1970年代まで調査の多くは婚姻関係が主であった。離婚の際に「不貞であること」等の離婚理由を不要とした改正法が1977年に導入されたため、婚姻に関係した調査の数は劇的に減少した。多くの探偵がこの時期に探偵業を廃業したと言われている。

業務範囲の拡大に努めた結果、現在では業務の多くは、商業界、産業界、商社等からの依頼であり、不法就労や海賊製品の摘発等の調査依頼もある。BDDの会員アンケート調査では、探偵業の顧客の構成は以下の通りである。

顧客種別の推移（2001～2004年）

| 顧客種別 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
| 産業界、商業界、商社 | 60% | 60% | 57% | 51% |
| 弁護士、公証人 | 20% | 18% | 19% | 17% |
| 個人 | 17% | 17% | 20% | 25% |
| その他（含官公庁） | 3% | 5% | 4% | 7% |

資料：BDD

探偵は、インターネットやイエローページ、協会加盟業者などで探すことができる。また、個人からの依頼内容をみると、以下のような構成となる。

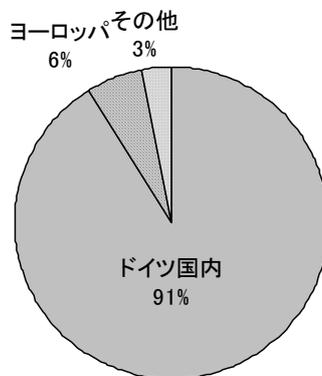
個人からの依頼内容の推移（2001～2004年）

| 依頼内容 | 2001年 | 2002年 | 2003年 | 2004年 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 婚姻、家族、子ども | 30% | 43% | 49% | 44% |
| 相続関連（行方不明者搜索） | 35% | 11% | 9% | 4% |
| 窃盗、使い込み/着服 | 22% | 26% | 28% | 23% |
| その他 | 13% | 20% | 14% | 29% |

資料：BDD

業務の行われているロケーションは、ほとんどがドイツ国内である

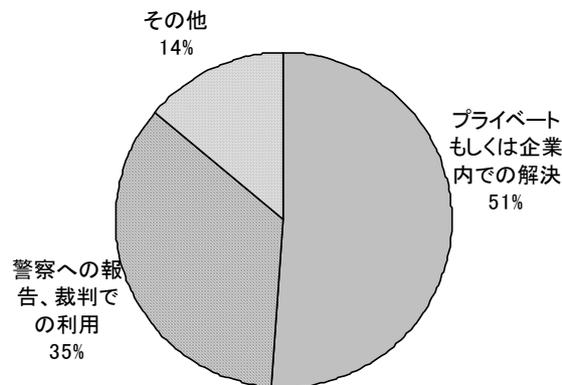
調査のロケーション（2004年）



資料：BDD

依頼した調査の結果の利用方法は、プライベートもしくは企業内部の問題の解決が半数で、警察への通報や裁判で用いられることも35%を占めている。

調査結果の利用方法（2004年）



資料：BDD

【探偵の業務例（探偵会社へのインタビューより）】

■業務機密調査：医療器具メーカーからの依頼

ドイツの医療器具メーカーから、競合会社が安く製品を納入しており、シェアが下がったため、競合会社がどこで製品を製造しているか調査してほしいという依頼があった。そこで、客のふりをしてその会社を訪問した。インドネシアの村のためにメスがほしいと持ちかけたところ、倉庫を見せてくれ、タイで製造しているということがわかった。

■盗難調査：服飾関係の会社からの依頼

社内盗難が多いということで依頼があった。そこで、履歴等を偽って3ヶ月間社員に成りすまし、会社の倉庫で働いた。そこでは服や同僚のお金が盗まれていた。探偵が犯行現場を目撃して、犯人を突き止め、犯人、会社の上司と会合をもった。その場で探偵であることを明かし、犯人には退職するか、警察に通報するか選択させた。犯人は退職を選び、共犯者の情報を提供した。

■盗難調査：教会からの依頼（美術品盗難）

聖堂の櫃が盗まれたために依頼があった。当初警察に相談したが、警察の捜査が遅いので、探偵に依頼が来た。櫃は財宝だが、新聞等で写真も出ており、なかなかお金にできないものである。そこで探偵は、櫃を買いたいということで犯人に近付き、犯人を突き止めた。こうした美術品の盗難では、警察に依頼できないことが多い。脱税等の裏金で美術品を購入していたり、美術館が盗難被害にあった場合には、被害の事実が公になればセキュリティに問題があるということで作品を他の美術館から貸してくれなくなってしまう。そこで、このような秘密裏にしたい顧客が探偵に調査を依頼する。

■身元調査：フィンランドの会社からの依頼

ドイツで会社を経営していたフィンランド人が母国に帰国するというので、二人のドイツ人に会社を任せた。その一年後会社は倒産してしまった。フィンランド人の元経営者による依頼で調査したところ、後任の一人には前科があったことがわかった。

■内部調査：一般企業からの依頼（社内情報流出）

メディアに社内機密情報が流れたということで、流出元を調査するという依頼があった。情報を公開したジャーナリストにコンタクトのあった社員を調べ、そのジャーナリストと一緒に食事に行った人、スポーツを一緒にした人はいないかなどを調査し、情報の流出元を特定した。

■内部調査：大手デパートからの依頼（収賄）

デパートがプロモーションのための印刷にあたって、印刷代の請求に問題があり、宣伝担当部長にお金が流れているのではないかとということで、調査依頼があった。当時その部長は急にお金回りが良くなり、高級車を乗り回していた。そこで、使ったお金を調査し、年収との差額をつめていき、収賄の事実を突き止めた。

(2)料金体系

探偵事業者の料金体系は様々であり、案件種別によるところがある。一般的には時間制での料金体系が多く、インタビュー調査を行った事業者では、人件費が 40～75 ユーロ/時間、これに諸経費が加算される。数名で監視などの業務を行う際には、業務に携わった人数分の人件費となる。

また、コネクションを通じて情報収集をする調査は、時間制になじまないため、800～1,500 ユーロ/日の換算で料金が請求される。

調査を依頼する際には、まず案件の内容を依頼者から探偵に説明し、後日、探偵事業者から企画（調査手法など）、見積書を提示する。企画、見積書などをもとに顧客は調査をその事業者に発注するかどうか決める。発注するとなれば、契約を交わし、見積金額の一部を前受けする。

(3)探偵に対する教育訓練の状況

探偵として職業として成功するためには、法律、コンピュータ、各種機器、マーケティングや調査手法等の知識に精通していることが必要となる。そのため BDD などの業界団体に加入している探偵は、探偵としての専門的な訓練を受けている。また、探偵の多くは、警察官、軍人、セキュリティ専門家などの経歴を有している。

ただし、ドイツの職業訓練の公式カリキュラムには探偵を対象とした訓練はない。また、探偵に公的な資格はなく、探偵の訓練機関は民間が提供するものである。

アウクスブルクにある Richard Hei 探偵訓練所 (Detektiv-Ausbildungsinstitut Richard Hei) は、BDD によって 1964 年に設立された探偵のための教育訓練機関である。ここでの訓練及び認定は BDD メンバーによって認められたものである。この訓練所では、次のような訓練コースを提供している。

Richard Hei探偵訓練所の訓練コース

| 訓練コース | 期間 | 価格 |
|---------------------|-------|-----------|
| 探偵の基礎訓練 週末コース | 3 ヶ月 | 1,550 ユーロ |
| 探偵の基礎訓練 定時制コース | 12 ヶ月 | 950 ユーロ |
| 小売店での探偵訓練コース 週末コース | 2 ヶ月 | 1,050 ユーロ |
| 小売店での探偵訓練コース 定時制コース | 6 ヶ月 | 650 ユーロ |

それぞれの訓練コースでは、監視/見張り、捜査/調査、盗難予防、企業調査、離婚問題、休暇の監視など多岐にわたった講義がある。各コースでは受講者が 12 名に制

限されている。訓練終了後には、最終審査があり、受講者は訓練コースを修了した認定書を受ける。修了者は、BDD 認定資格の審査を受けることができる。

基礎訓練は、理論、実践のセッションからなっており、理論では探偵業界の知識、ドイツ基本法（憲法）、市民法、刑法を含む法律や規制、保険ビジネス/経済犯罪/産業スパイ等のビジネス知識、犯罪科学などの講義がある。また、BDD では、保険犯罪、古物盗難、セキュリティ、経済犯罪等の個々の分野の訓練も提供している。

兵役後、兵隊たちは職業訓練を受けることが奨励されていることもあり、この訓練所の受講者のかなりの割合が一定期間兵役についていた兵隊である（官庁から補助金がでている）。

なお、BDD に近い訓練機関として、「Zentralstelle für die Ausbildung im Detektivgewerbe –ZAD」（探偵業中央訓練所）があった。ZAD の訓練及び認定は BDD メンバーによって認められたもので、BDD の加入審査の際に、探偵としての職業能力証明として ZAD の訓練コースの修了認定が認められていた。ただし、ドイツの探偵数は数千人規模と多くはなく、それを対象とした訓練機関の採算性は芳しくないことから、ZAD は倒産し、現在では業務していない（BDD では ZAD に代わる訓練機関の設立を検討中）。

(4)探偵の違法行為、トラブル内容

いくつかの新聞で探偵による違法行為が報道されており、その多くはプライバシー侵害（基本法第 10 条「信書の秘密の保護」および第 13 条「住居の不可侵の保障」）、データ保護法違反である。例えば、探偵がある政党の本部に盗聴器を設置した事件や、探偵がケルンの裁判官を監視していた事件などがよく知られている。裁判官を監視していた事件では、脱税と贈収賄の裁判を担当していた裁判官に対して、2 人の探偵が恐喝目的で違法に監視していた。

情報入手も対象者の隣人から情報を得ることができれば本人の同意が不要といったことから、合法/違法の判断は難しいが、インタビュー調査によると、法で定められた手続きを踏まえることなく情報を入手する違法行為が多かれ少なかれ行われていることは否定できない事実のようである。ただし、業界団体では、会員に違法行為があれば、脱退処分になることもあり、会員での違法行為はないとしている。

顧客と探偵事業者とのトラブルの大半は、調査結果が調査費用に見合わないというものである。業界団体である BDD には、顧客からの苦情がほとんどないということであった（2004 年：4 件、2003 年：0 件、2002 年：2 件）。ただし、トラブルがあっ

ても、当事者間での話し合いが一般的であり、業界団体への苦情は少なくなる傾向にある。もし団体に苦情があれば、団体で独自の調査を行う。また、料金についての訴訟も行われているということで、裁判所から業界団体に適正料金の鑑定を依頼されることもある。

(5)警察との連携状況

警察との連携はほとんど行われていないようであるが、インタビュー調査では、盗難等の犯罪調査をするために指紋などの調査方法について相談したケースなどが得られた。

3. 探偵事業者、探偵に関する法制度、規制等の状況

ドイツでは、探偵業を対象とした規制はほとんど行われていない。また、探偵についての資格制度、訓練制度などは導入されていない。

探偵会社の設立や事業に関する法律として Gewerbeordnung : 営業規則 (1998 年 6 月 16 日改正) がある。営業規則第 14 条により、ドイツでは探偵業を始めるためには営業登録 (Gewerbeamt) への登録が必要である。ただし、この営業登録は探偵業を対象としたものではなく、常設の営業を行う全ての事業者が必要なものである。

営業規則第14条の内容

常設の営業を行う営業所又は支店もしくは支所を開設する者は、その場所の所轄行政庁に遅滞なく届出しなければならない。これは以下のときも同様。

1. 営業の場所を移転するとき
2. 届け出た営業の種類では通常は業としない範囲にまで営業の種類を変更し、又は (取り扱う) 物や業務を拡大するとき
3. 営業を廃止するとき

全てのドイツ国民は地方の監督庁に営業登録を行うことができ、営業登録のためにその事業に関わる資格は必要ではない。

1998 年の法改正によって、営業規則第 38 条において、監督されるべき業種 (Überwachungsbedürftiges Gewerbe) の一つとして探偵業が取り上げられた。

第 38 条第 1 項では、第 14 条の届出があった際に遅滞なく当該事業者の信頼性を調査しなければならないとされており、事業の登録後に行政側が探偵として登録した者をチェックすることになった。具体的には、連邦中央登録法 (Bundeszentralregistergesetz) 第 30 条第 5 項により、探偵業を営む人は、犯罪歴がないということを証明する連邦中央登録簿 (有罪判決等が記録されているデータベース) の情報 (無犯罪証明) が必要となる。また、同法第 150 条第 5 項により、事業上での犯罪歴がないことを証明する中央営業登録局発行の中央営業登記簿 (行為能力の剥奪の宣言、営業停止の決定等が記録されている) の情報も必要となる。

この営業規則第 38 条第 3 項では、これら事業者に対して、州政府が規則を制定し、帳簿記載の義務等を課すことができるとされている。すなわち、探偵業を規制することは州政府にその責務が与えられており、調査の記録を保管するよう求めることもできる。

営業規則第38条の内容（探偵業に関わる内容の抜粋）

第38条 監督されるべき業種

（監督が必要な職業分野の一つとして）

（中略）

2.資産状況又は個人に関する事項についての情報の提供（興信所、探偵業）

（中略）

上記の職業分野の事業者から営業申請もしくは変更申請があった際、監督官庁にはその事業者の信頼性を調査する権利がある。探偵業を営む人は連邦中央登録法第30条第5項に基づく連邦中央登録簿の情報及び同法第150条第5項に基づく中央営業登録局によって発行された中央営業登記簿の情報を提出しなければならない。申請者が提出しなかった場合には、監督官庁がそれらの情報を取り寄せることができる。

なお、営業規則第35条第1項では、営業禁止について定められており、所轄行政庁は、当該営業者に関して信頼性がないことを証明する事実が存在する場合には、営業の全部もしくは一部を禁止しなければならないとされている。

営業規則第35第1項の内容

所轄行政庁は、これらを参考に当該営業者の信頼性について調査し、その結果、営業者が信頼性を欠き、公衆又は従業員の保護のため必要があると認めるときは、当該営業の全部又は一部を禁止することができる。

業界団体へのインタビューによると、州が独自に探偵事業者に対して規制を加えることはできるが、規制をしている州はないとのことである。2年前までは、州によっては調査依頼があった際に案件情報を記録させるところもあったが、現在では独自の規則を定めているところはない。また、営業規則で事前に探偵事業者の信頼性を審査することになっているが、犯罪歴は5年（重大犯罪は除く）、破産情報は3年でデータベースから消去されるため、事実上、どのような人でも探偵会社を設立することができるという指摘があった。

一方、探偵の資格について、業界団体では探偵業界の質的向上とともに、欧州諸国で探偵のライセンス制が導入されていることから、ドイツの探偵が海外での活動を円滑に行うために、他国の動向にあわせてライセンス制の導入を提案している。ただし、探偵

の資格を創設することによる質の向上よりも、営業の自由についての権利をより優先度が高いとドイツ政府は認識しているために、ライセンス制度の導入には消極的であると考えられている。

4. 個人情報保護法令による影響

プライバシー及び個人の権利はドイツ基本法（憲法）で保護されている。また、個人データを収集、処理、利用することは、連邦データ保護法（Bundesdatenschutzgesetz -BDSG）により保護されている。1977年に採択された連邦データ保護法は、1990年に新しいデータ保護法に改正された。最近では、1995年10月のEUの個人情報保護指令（95/46/EC）を受け改正が行われ、2001年5月から施行されている。

(1)個人情報保護法令の概要

連邦データ保護法

連邦データ保護法は、個人情報の収集、処理、利用を通じておこなわれる人格権の侵害から保護することを目的とした法である。

民間部門に関しては、データ処理装置を用いて、データの処理、利用、収集する場合、または自動化されていないファイリングシステムでの処理、利用、収集する場合に、連邦データ保護法の対象となる。ただし、個人的や家庭的な活動のためにデータの処理、利用、処理が行われる場合は、法の適用外である。自動化されていないファイリングシステムは、「同じように構成され、明確な特徴によりアクセス、もしくは分析されうる自動化されていない個人データの集積」と定義されている。

探偵業に関連する可能性があるのは以下の項目である。

< 第4条 データの収集、処理、利用の認容 >

個人情報の収集、処理、利用には、基本的に本人の同意が必要である。また、個人情報はデータ主体（本人）から収集しなければならない。

ただし、例外規定があり、以下の場合、データ主体を関与させなくてもよい。

データ主体を関与させなくてもよいケース

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 事業の目的上、第三者による収集が必要な場合において、データ主体の正当な利益を損なわない場合・ 本人からの収集が甚大な労力を要する場合において、データ主体の正当な利益を損なわない場合・ 連邦データ保護法ならびにその他の法律が不要と定めた場合 |
|---|

< 第16条 非公的機関へのデータの提供 >

公的機関の保有する個人情報の民間への提供は、受領者に正当な利益があり、

データ主体にこれを妨げる法的利益がない場合に可能である。個人情報を提供した場合、データ提供についてデータ主体に通知する必要がある。ただし、公の安全に支障がある場合等は、データ主体への通知は必要ない。

< 第 29 条 提供目的で行う業務上のデータの収集及び蓄積 >

宣伝、興信所 (Auskunfteien)、名簿取引、市場・世論調査に役立つ場合には、提供を目的とする個人情報の収集、蓄積、加工は、個人情報の収集、蓄積、加工がデータ主体の正当な利益を損なわない場合、もしくは、データが一般にアクセス可能な情報源から入手可能等であった場合(データ主体の正当な利益が優先する場合を除く)に許される。

< 第 33 条 本人への通知、第 34 条 本人への開示 >

提供目的のために、本人が知らないままに個人情報が蓄積される場合には、最初の提供時に提供されるデータの種別を本人に通知しなければならない。ただし、例外規定があり、第三者の法的利益やデータ管理者の事業目的が妨げられるケース等ではデータ主体への通知は不要である。

また、データ主体は保管データの情報開示を要請できる。ただし、データ管理者の営業の秘密が勝る場合、データ主体はデータの収集源及び提供先について情報開示請求はできない。

ドイツ基本法

探偵の業務に関わるものとして、第 10 条「信書の秘密の保護」及び第 13 条「住居の不可侵の保障」がある。

第 10 条では、手紙、郵便、通信のプライバシーは侵してはいけないこと、制約は法令に従った命令によるものだけであることが示されている。

第 13 条では、住居は不可侵であることが示されている。また、裁判官の命令があってはじめて、被疑者が恐らく滞在している住居の音声を監視するための手段を講じることが許されている。住居の監視も同様に裁判官の命令が必要である。

他にもドイツ基本法から以下のことが言える。

- ・ ドイツにおける探偵には、警察官のような特別な権利はない。
- ・ 手紙を開けることや盗聴器を仕掛けること、電話やファクシミリ、電子メール、銀行記録を見ることはできない。
- ・ 資産調査はできない。

- ・ 警察記録、裁判記録、自動車記録などを探偵は利用できない。
- ・ 逮捕、拘引するための特別な権限もない。

(2)連邦データ保護法の影響

連邦データ保護法の導入の際、個人情報の取り扱いに注意が必要になるということで、業界団体ではセミナー、機関誌等を通じて情報提供を行うことや、法の解釈について有識者（大学教授）の助言を受けるなどの対応を行っている。また、法律改正に関する情報を入手するために関連省庁と連絡を密にしたり、上記の有識者などを通じて情報収集するなどしている。

探偵事業者では、データ保護法をはじめとする法令等の違反にならないよう業務活動を行っている。例えば、違法目的で情報を収集してはならないため、調査前に調査目的を明確にするなどのことが行われている。

インタビュー調査では、探偵のほとんどの業務はデータ保護法に違反せずに遂行できるため、データ保護法の探偵業への影響はないという考えがほとんどであった。ただし、データ保護法の影響で、個人情報保護が厳しくなり、個人情報の収集が難しくなったとは考えられており、情報収集の目的を偽るといような違法性の高い方法での情報収集も一部では行われているようである。

現在、政府にて情報収集目的を偽って引き出した情報は法廷での証拠力を有さないようにする検討が行われているということで、探偵への影響が懸念されている。

5 . 業界の課題

探偵業界において、訓練と資格の問題が最近の論議の中心である。探偵になるための職業訓練はない。また、探偵になるための資格、探偵業を営むための免許もない。こうしたことから、探偵の業務を行うスキルのない人でも探偵業を行うことができ、それに起因する顧客とのトラブル、業界イメージの下落などが問題となっている。

業界団体では訓練機関の設立、業務規定の設定、監視委員会の設置、顧客からの苦情への対応などの取り組みを実施することで、探偵の品質向上に取り組んでいる。

また、品質向上とともに、欧州諸国で探偵のライセンス制が導入されていることから、ドイツの探偵が海外での活動を円滑に行うために、他国の動向にあわせてライセンス制の導入を政府にライセンス制導入に向けて働きかけを行っている。

しかしながら、現在のところ実現はしていない。欧州各国でライセンスを相互認証でできることが理想的とされているが、各国で基準が万別であるため、実現は難しいだろうとの指摘があった。